小規模企業は政策的に どのような存在として捉えられて きたか、 そして小規模企業の今後の課題

2018年9月20日

東洋大学経済学部 安田 武彦

1. 本発表の構成

- (1) 中小企業政策の中で、小規模企業という 存在はどのようにとらえられてきたか(歴史的 考察)。
- (2) 今後、小規模企業が直面する課題は何か。

2. 戦後の日本の中小企業政策

 占領期を除くと以下の3期
第1期(中小企業基本法(旧基本法)の時代: 1963年~1998年)

第2期(改正中小企業基本法(新基本法)の 時代:1999~2012年)

第3期(再改正中小企業基本法(2013年)へ向けての時代:2013年以降)

旧基本法時代

○小規模企業者(おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。)

〇経営の改善発達に努める とともに、その従事者が他 の企業の従事者と均衡する 生活を営むことを期するこ とができるように・・・必要 な考慮を払う。

(コメンタール)

- ●企業の本質である資本の 再生産能力を持たない。
- ●中小企業の<mark>相当部分</mark>を占める存在
- ●各般の施策を一律 的に講じても、生産性と取引条件向上は、期待できず、 社会政策的配慮を加える。

新基本法時代

〇「第8条 国は、小規模 事業者に対して中小企業に 関する施策を講ずるに当 たっては、経営資源の確保 が特に困難であることが多 い小規模企業者の経営の発 展及び改善に努めるととも に、(中略) 必要な考慮を 払うものとする」 (コメンタール)

- ① 旧基本法の社会政策的 観点の除外 経済情勢の変 化から、社会政策的観点の 必然性が低下。
- ② 「経営の向上」→「経 営の発達及び改善」

悪化を食い止めることを 含める。

「新中小企業基本法一改正の概要と逐 条解説」(同友館(2000)) 新基本法改正以降の時代

〇中小企業憲章(2010年6月 閣議決定)

中小企業憲章

○「小規模企業の多くは家族 経営形態を採り、**地域社会の** 安定をもたらす。」

○→ 地域社会の安定のための存在としての小規模企業という打出しの登場。

〇"日本の未来"応援会議〜小 さな企業が日本を変える〜 (略称: "ちいさな企業"未来

会議)の設置(2012年3月) 「小規模事業者は、地域の経済、社会、雇用をしっかりと 支える存在としての役割に加

え、今後、グローバル企業に 成長するなど我が国経済を牽 引しうる企業の「苗床」とし

ての役割を有している。」

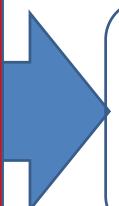
© TAKEHIKO Yasuda

これまでの小規模企業の政策的捉え方の流れ(総括)

20世紀

21世紀

- ①生業性
- ②中小企業一般と違い、経済政策に社会 政策的観点が必要



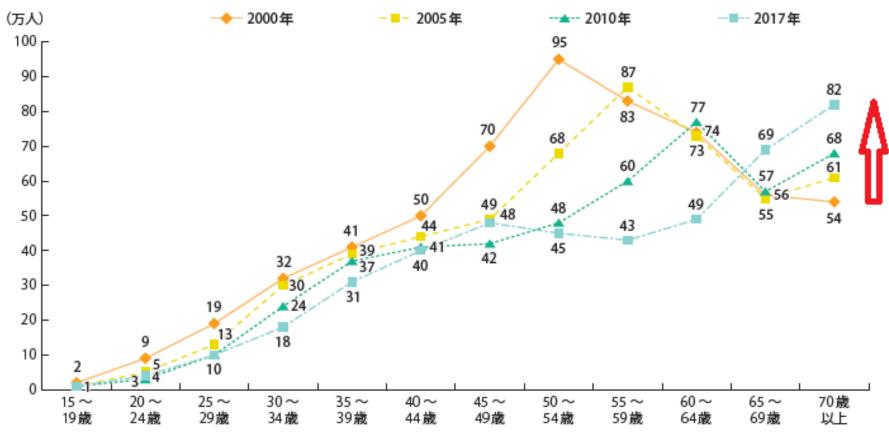
- ① 地域経済を安定的に支える存在
- ②「**苗床機能**」 (「英ボルトン委員会」 1969~)

1970年代の円高から地域と中小企業が関係する

配慮するべき存在から、能力を生かす存在へ ただし、未来へ課題もある。

小規模事業者の直面する課題

年齢階級別に見た自営業主数の推移



資料:総務省「労動力調査(基本集計)」 (注)1. 非農林業について集計している。

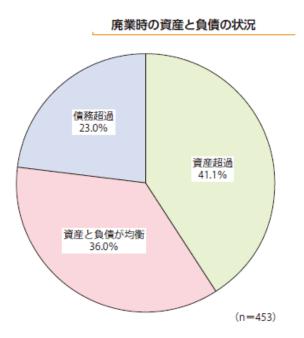
2. ここでいう自営業主とは、個人経営の事業を営んでいる者をいう。

出所:小規模企業白書(2018年版)。

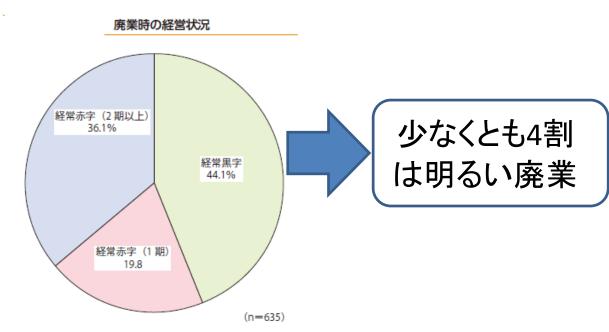
© TAKEHIKO Yasuda

10年で経営者の殆どが引退する

- 小規模事業者の年齢構成と事業継続の選択肢
- 事業承継か廃業か?
- ① 事業承継は親族承継、第三者承継ともに課題
- ② 廃業というと暗いイメージだが、「明るい廃業」が少なくない



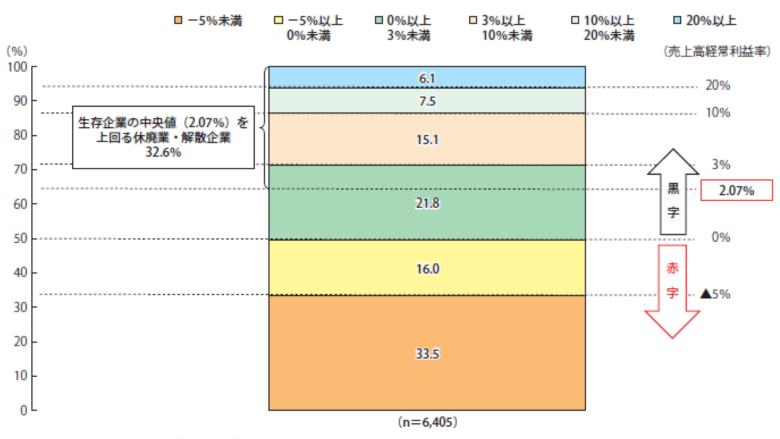
資料:中小企業庁委託「中小企業者・小規模企業者の廃業に関す るアンケート調査」(2013年12月、(株)帝国データバンク)



資料:中小企業庁委託「中小企業者・小規模企業者の廃業に関す るアンケート調査」(2013 年 12 月、(株) 帝国データバンク)

出所:中小企業白書(2014年版)

休廃業・解散企業の売上高経常利益率



資料:(株) 東京商工リサーチ「2016年「休廃業・解散企業」動向調査」再編加工

出所:中小企業白書(2017年版)

10年で経営者の殆どが引退する②

- 経営者にとって明るい廃業でも、地域経済にとって 困った廃業(→ 対策)
- 地域経済問題と事業承継問題(都市部も含む)

高収益廃業企業の業種内訳(業種小分類上位5業種)

(者)

			V 100 2
サービス業他(n=152)		その他の業種(n=207)	
土木建築サービス業	27	金融商品取引業	38
他に分類されない事業サービス業	21	建物売買業、土地売買業	37
経営コンサルタント業、純粋持株会社	15	不動産賃貸業	20
一般診療所	11	ソフトウェア業	16
その他の専門サービス業	10	不動産管理業	13

資料:(株)東京商工リサーチ「休廃業・解散企業動向調査」再編加工

出所:中小企業白書(2017年版)

10年で経営者の殆どが引退する③

- ⇒ 事業の新規参入の円滑化のための措置が、 分野によっては必要?
 - 新規参入のためのM&A(というか気楽な「事業売り」)
 - IT+緩やかに働ける仕組み(フリーランス)等

事例1 キャリアマム(企業のアウトソーシング

=IT+フリーランスの女性)

会員の専業主婦等に企業のアウトソーシシングの 仕事を紹介。女性の働く場を広げる事業をいくつも 展開(創業2000年、現在会員10万人)。



代表取締役 堤 香苗 氏

http:corp.c-mam.co.jp

事例2 M&Aクラウド(M&Aマッチング プラットフォームを提供)

求人ポータルのように買収希望企業リストをWeb上で公開。売却希望の事業者とweb上でマッチング。後継者のいない経営者がM&A業者を介さず直接買い手とやり取りしたいというニーズから本サービスを利用。



代表取締役CEO 及川 厚博 氏

https://www.uet.jp/ir/pdf/20180822_01.pdf

まとめ

・「生きる術を増やす」小規模企業 新卒にとっては就職、再雇用にとっては再就 職以外の場」の選択)(村上春樹の例)

→ 老若男女すべてにとって自由に働ける場を 提供するのが小規模企業政策。